

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する業務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
山鹿市は、固定資産税に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
山鹿市長

公表日
令和6年12月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等の規定に基づき、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価、賦課・徴収、証明書発行等の事務を行う。</p> <p>納付書や口座振替等の納付の受け入れを行い、各賦課データの納付状況の管理、納付指導、滞納整理等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力 ⑤評価証明書、公課証明書の発行 ⑥収滞納状況等の照会 ⑦口座情報の管理、異動、照会</p>
③システムの名称	固定資産税システム、収納管理システム、滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
当初資料ファイル、障害者関係ファイル、生活保護関係ファイル、年金特徴ファイル、収納履歴ファイル、滞納処分ファイル、交渉記録ファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項別表24の項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 【情報照会の根拠】 :48の項 【情報提供の根拠】 :なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
――	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<input checked="" type="checkbox"/> [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input checked="" type="checkbox"/> [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input checked="" type="checkbox"/> [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 		
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。事務取扱担当者を1名とし、課長決裁後、住民基本台帳ネットワークシステムを使用している。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	II-1 対象人数	平成27年2月6日 時点	平成29年1月10日 時点	事後	
平成29年2月1日	II-2 取扱者数	平成27年2月6日 時点	平成29年1月10日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-②所属長	梅崎 康二	高森 信昭	事後	
平成30年5月31日	I-5-②所属長の役職	税務課長 高森 信昭	課長	事後	様式の改正に伴うもの
平成30年5月31日	II-1 対象人数	平成29年1月10日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年5月31日	II-2 取扱者数	平成29年1月10日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II-1 対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II-2 取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	II-1 対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	II-2 取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	II-1 対象人数	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	II-2 取扱者数	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年7月9日	II-1 対象人数	令和3年5月31日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年7月9日	II-2 取扱者数	令和3年5月31日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :27の項 (情報提供の根拠) :なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第20条 (情報提供の根拠) :なし	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :27の項 (情報提供の根拠) :なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第20条 (情報提供の根拠) :なし	事後	法改正に伴う修正
令和4年11月30日	II-1 対象人数	令和3年6月30日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年11月30日	II-2 取扱者数	令和3年6月30日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117	山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118	事後	
令和5年11月30日	II-1 対象人数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	II-2 取扱者数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	I-1-③ システムの名称	固定資産税システム、口座管理システム、収納消込システム、滞納管理システム	固定資産税システム、収納管理システム、滞納管理システム	事前	
令和6年12月5日	I-3 法律上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 第16項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	法改正に伴う修正
令和6年12月5日	I-4-② 法律上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :27の項 (情報提供の根拠) :なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第20条 (情報提供の根拠) :なし	番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 【情報照会の根拠】 :48の項 【情報提供の根拠】 :なし	事後	法改正に伴う修正
令和6年12月5日	II-1 対象人数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	II-2 取扱者数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月5日	IV-8 人手を介在させる作業	-	<p>2) 十分である</p> <p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。</p> <p>住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。</p> <p>申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。</p> <p>複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 	事前	様式の改正に伴うもの
令和6年12月5日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	<p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 十分である</p> <p>対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。事務取扱担当者を1名とし、課長決裁後、住民基本台帳ネットワークシステムを使用している。</p>	事前	様式の改正に伴うもの